設計変更理由書

神戸市

工　事　名	東垂水第 103 号線防災対策工事

契約変更後の工事概要

工事延長 L=90m

構造物補修工　一式、　仮設工　一式

設計変更の理由

(1)　交通誘導員の配置について

本工事は、山陽電鉄滝の茶屋駅ホーム上での作業であるため、作業時に旅客の誘導を行う交通誘導員を１名配置することとしていた。

工事着手するにあたって、山陽電鉄と詳細な施工方法について協議を行ったところ、早朝時間帯については、仮囲い設置位置に特急列車が停車することから、作業の有無に関わらず交通誘導員を１名配置するよう指摘があった。

そのため、交通誘導員が増工となる。

(2)　ひび割れ補修工の減工について

当初、道路擁壁の一部と考えられていた擁壁下部に張り出したコンクリート部について、山陽電鉄との協議の結果、擁壁の一部ではなく、山陽電鉄が所有する構造物であることが判明した。したがって、当該構造物の補修は不要となったため、ひび割れ補修工が減工となる。

(3)　その他数量精査による

※　原議用、経理課用の２部作成すること